

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が原告の配偶者が申請した支援措置を適用し続けたこと等により、名誉毀損その他の権利侵害及び耐え難い精神的な苦痛を被っているなどとして、呉市に対し、当該支援措置の解除、慰謝料の支払等を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和5年（行ウ）第17号 慰謝料請求事件

2 提訴年月日

令和5年2月26日（訴状送達年月日 同年5月15日）

3 原告

呉市外在住の個人

4 訴額

160万円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所

6 原告の訴えの内容

呉市は、原告からの戸籍の附票の開示請求に対し、支援措置が適用されているとして開示をしなかった。また、原告からの支援措置申請書類に対する情報開示請求についても、存在の有無を明らかにしなかった。

呉市の支援措置により、原告は、加害者として認定され、また、呉市に支援措置を改めることを求めても見直されず、加害者として扱われていること自体により、原告は耐え難い精神的な苦痛を被っている。

これらのことにより、原告は、呉市に対し、原告に対する支援措置の適用の解除並びに原告の配偶者の申請による支援措置を適用し続けたことによる原告への名誉毀損その他の権利侵害及び原告の再三の主張にもかかわらず、原告を加害者として認定し続けていることによる精神的傷害に対する慰謝料として、金員160万円及びこれに対する支援措置適用日から年3分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。